

平成27年度 有田市国民健康保険保健事業実施計画書

1. 目的

有田市国民健康保険保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年7月30日厚生労働省告示第307号）」に基づき、有田市国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図るとともに、地域の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施することを目的とする。

2. 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導等の推進

「有田市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づいて特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の早期発見と予防に努める。

また、受診率向上のため被保険者の状況に応じた受診環境や保健指導体制の整備を図る。

(2) 人間ドック・脳ドック助成事業の推進

生活習慣病の予防、疾病の早期発見及び治療のため、被保険者の健康の保持増進に寄与することを目的として、人間ドック・脳ドックを実施し、検査に要する費用の一部を助成する。

なお、人間ドック・脳ドックについては、特定健診と検査項目が重複していることから、費用助成を効果的に行うために、特定健康診査と同時に実施する。

(3) 医療費適正化の推進

電子レセプトと特定健診データを突合・分析することにより、生活習慣病の重症化を抑制し、医療費適正化事業を実施する。

(4) 訪問健康相談の実施

頻回受診・重複受診の被保険者を抽出して訪問し、適正受診の指導を実施する。

(5) 普及啓発事業の推進

被保険者の医療費の適正化を図るため普及啓発事業を実施する。

(6) 推進体制の整備

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業実施を図る。

3. 事業計画

基本計画に基づき、以下の事業を実施する。

事業名	内容
特定健康診査事業	<p>「有田市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病の予防に着目した効果的・効率的な健康診査等の実施により、被保険者の健康管理を図る。</p> <p>また、未受診者対策として、医科と調剤のレセプトと特定健診データを突合させ、生活習慣病放置者と思われる被保険者に電話勧奨、ダイレクトメール等による受診勧奨を行う。</p> <p>(対象者) 40歳～75歳未満の被保険者 (実施時期) 4月～翌年3月まで (実施方法) 個別健診(委託実施医療機関)、集団健診 (自己負担) なし (案内方法) 対象者への受診券個別郵送、広報誌・ホームページへの掲載、医療機関等へのポスターの掲示、健診PR街頭啓発、各種団体・イベントでの案内、未受診者への電話、文書等による受診勧奨</p>
特定保健指導事業	<p>「有田市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査の結果から動機付け支援及び積極的支援に階層化された者を対象として、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。</p> <p>(対象者) 特定健診受診者のうち、動機付け支援及び積極的支援の該当者 (実施時期) 4月～翌年3月まで(初回面接) (実施方法) 委託実施医療機関、保健センター (案内方法) 対象者に指導案内を郵送、電話勧奨</p>
人間ドック助成事業	<p>被保険者の生活習慣病予防、疾病の早期発見のため人間ドック受診費用の助成を実施する。</p> <p>(対象者) 30歳～75歳未満の被保険者 (ただし、国民健康保険税を完納している世帯) 当該年度に特定健康診査、脳ドック助成事業を受けていない被保険者 (実施時期) 4月～翌年3月まで (実施場所) 有田市立病院、桜ヶ丘病院 (助成額) 25,000円以内 (案内方法) 対象世帯に個別郵送</p>

<p>脳ドック助成事業</p>	<p>被保険者の脳疾患、脳血管疾患の早期発見のため脳ドック受診費用の助成を実施する。</p> <p>(対象者) 40歳～75歳未満の被保険者 (ただし、国民健康保険税を完納している世帯) 当該年度に特定健康診査、人間ドック助成事業を受けていない被保険者 なお、昨年度に脳ドック助成事業で受診された被保険者は除く。</p> <p>(実施時期) 6月～翌年3月まで (実施場所) 日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山市医師会成人病センター、国保日高総合病院、健診センター・キタデ</p> <p>(助成額) 検査費用の80%以内(上限35,000円) (案内方法) 対象世帯に個別郵送</p>
<p>医療費適正化推進事業</p>	<p>医科と調剤のレセプトと特定健診データを突合・分析することにより、生活習慣病の重症化を抑制し、医療費の適正化を図るための事業を実施する。</p> <p>○レセプト分析事業 医科と調剤のレセプトをデータ化し、特定健診データと突合させたデータベースを作成し、本市の現状や課題を把握し、保健指導を効率的・効果的に実施できる資料を作成する。 (実施時期) 7月～翌年3月まで (実施方法) 委託</p> <p>○特定健診受診者のうち受診勧奨判定値を超えている者への対策 レセプト分析事業により作成されたデータベースを用いて、特定健診結果により異常値を記録している被保険者のうち、医療機関への受診が確認されていない被保険者に対し、医療機関への適正な受診を指導する。 (対象者) 特定健診結果により異常値を記録している被保険者のうち、医療機関への受診が確認されていない被保険者 (実施時期) 7月～翌年3月まで (実施方法) 委託</p>

<p>訪問健康相談事業</p>	<p>頻回受診・重複受診の被保険者を抽出して訪問指導し、受診の適正化を図る。 (対象者) 頻回受診者、重複受診者 (実施時期) 随時 (実施方法) 市保健師による訪問及び電話</p>
<p>普及啓発事業</p>	<p>健康及び医療に関する正しい知識の普及啓発を図るための事業を実施する。 ○医療費通知の送付 診療を受けた被保険者に対して、2ヶ月ごとに医療機関名や費用額等を記載した通知を送付する。 (実施時期) 平成26年5月、7月、9月、11月、平成27年1月、3月(全6回) ○後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知及び希望シールの送付 ジェネリック医薬品の利用を促進するため、調剤を受けた被保険者に対して、自己負担軽減額を記載した通知及びジェネリック医薬品希望シールを送付する。 (実施時期) 差額通知 年2回、希望シール 年1回</p>

4. 推進体制

